

関係府省庁意見対応表

1. 下川町

人が輝く森林未来都市しもかわ

(a)規制・制度改革

1. 【指摘箇所】

( 18 ページ 23 行目～ 26 行目)

1 <<林業システム革新>>

■欧州型高性能林業機械の国内改良導入に伴う規制の緩和(道路法、道路交通法)

欧州型林業機械の導入及び作業現場への搬送、作業現場間移動における高効率化を図るため、車両の高さ制限の緩和や道路管理者・警察署長の許可を届出とすることにより通行可能となる規制緩和を求める。

【指摘内容】

[府省庁名]警察庁

高さ制限を超える積載については、道路交通の安全を確保するため、車両が安定した走行ができる状態になっているかどうか、走行ルート上に支障のある場所はないかなどを確認した上で許可することが必要である(現に無許可積載による事故も発生している)。

なお、警察による制限外積載許可については、従来から、同一運転者により定型的に反復、継続して行われる場合、期間を定めた包括的な許可を可能としている。

[府省庁名]国土交通省

現行制度において、道路管理者が道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障が無いと認めて指定した道路を通行する車両(積載物を含む。)にあつては、高さ4.1メートルまで、許可なく通行することが可能となっている。

【対応状況】

総合特区制度において協議中。

## **2.【指摘箇所】**

( 23 ページ 21 行目～ 26 行目)

### **3 <<森林文化の創造>>**

#### **■建築基準法における木造高層建築物既定の緩和**

現行の建築基準法においては、4階以上の建築物(用途により3階以上)については、木造の建築物は建設できない(法第21、27条関係)。スウェーデンでは8階建て木造高層住宅が日本メーカーの技術を用いて建築されている事例があり、国内の技術の担保や地震リスクの低い地域への限定など安全性を確保した上で、木造高層建築物の建築を認めることを求める。

#### **【指摘内容】**

[府省庁名]国土交通省

#### **■建築基準法における木造高層建築物規定の緩和**

平成12年に建築基準の性能規定化を行った結果、耐火性能に関する基準に適合するものとして国土交通大臣が認定した構造を用いる場合、また、耐火性能検証法等により、所要の基準に適合することが確かめられた場合には、木造建築物であっても、延べ面積や高さの制限なく建築することが可能になった。

また、建築基準法は建築物を地震、風圧等に対して倒壊等が生じない安全な構造とするよう求めており、構造計算を行い安全性が確かめられた場合には、木造建築物であっても延べ面積や高さの制限なく建築が可能である。

#### **【対応状況】**

既存の法令の範囲内で対応することとしたい。